



要望書第 20 号

2021年7月7日

各議会 議長様

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」

代表 具志堅隆松

住所 沖縄県那覇市泊1-28-3

電話 090-3796-3132

件 貴議会における下記事項の議員提案の要請

要請内容

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること

要請の背景

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立ての為、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨も埋もれている地域です。現に私たちボランティアが遺骨を発掘していた最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまいました。

国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒瀆です。ご遺族に説明のつく事ではありません。何故なら戦後に戦没者のご遺族の元に遺骨の代わりに届いた「御霊石」は戦没地の土砂と言われています。その「御霊石」を埋め立てに使うのは、国が先に行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。

南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破碎骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。

今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地の建設に賛成か反対かではなく単純に人道上の問題です。沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。貴議会においても議員の皆様の提案により戦没者の尊厳を守るべく意志を示していただくことを要請します。

添付資料

1. 「平和の礎」出身地別刻銘者総数（2021年6月18日）
2. 沖縄県議会議決意見書（全会一致、2021年3月15日）

添付資料 1

「平和の礎」刻銘者数（令和3年6月現在）

出身地別刻銘者総数

出身地		令和2年度 刻銘者総数	令和3年度		令和3年度 刻銘者総数
			追加刻銘者数	削除者数 (※二重刻銘)	
日本	沖縄県	149,547	38	1	149,584
	県外都道府県	77,456	3	1	77,458
外国	米国 (U.S.A)	14,010			14,010
	英国 (U.K)	82			82
	台湾	34			34
	北朝鮮	82			82
	大韓民国	382			382
合計		241,593	41	2	241,632

沖縄県以外の各都道府県刻銘者総数

都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数
北海道		10,806	滋賀県		1,691
青森県		565	京都府		2,546
岩手県		685	大阪府		2,339
宮城県		637	兵庫県		3,202
秋田県		485	奈良県		591
山形県		866	和歌山県		916

都道府県	R 3 追加 刻銘者数	R 3 追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R 3 追加 刻銘者数	R 3 追加刻銘後の 刻銘者総数
福島県		1,014	鳥取県		553
茨城県		755	島根県		745
栃木県		696	岡山県		1,838
群馬県		881	広島県		1,352
埼玉県		1,138	山口県		1,208
千葉県		1,622	徳島県		1,285
東京都	2	3,521	香川県		1,393
神奈川県		1,334	愛媛県		2,090
新潟県		1,235	高知県		1,008
富山県		876	福岡県		4,030
石川県		1,072	佐賀県		1,031
福井県		1,184	長崎県	1	1,601
山梨県		551	熊本県		1,975
長野県		1,376	大分県		1,491
岐阜県		1,075	宮崎県		1,854
静岡県		1,715	鹿児島県		2,929
愛知県		2,973			
三重県		2,728	合計	3	77,458

(沖縄県ホームページから)

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書（案）

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって本県議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
 - 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年4月 日

沖縄県議会

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
外務大臣	
厚生労働大臣	
国土交通大臣	
環境大臣	
防衛大臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	